

## ともに生きる社会かながわ憲章題字「ともに生きる」の利用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ともに生きる社会かながわ憲章題字「ともに生きる」(以下「憲章題字」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、憲章題字とは、神奈川県(以下「県」という。)が金澤翔子氏から使用の許諾を得ている、別添のともに生きる画像データ等使用ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)に定めるレギュレーションによるデザイン及びこれを展開したものとする。

### (利用の申請)

第3条 憲章題字を利用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ神奈川県知事(以下「知事」という。)の許諾を得なければならない。

(1) 県が主体となって実施するイベント等で利用する場合。ただし、福祉子どもみらい局共生推進本部室長への事前の連絡を要する。

(2) その他知事が認める場合

2 前項の許諾を得ようとする者は、神奈川県県有財産規則第35条第1項の「著作権等利用許諾申請書」(規則第19号様式)に、憲章題字利用計画等必要事項記入書(様式第1号)ほか次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料

(2) 利用状況がわかる完成見本等

(3) 登記事項証明書(法人のみ)

(4) 住民票(個人のみ)

(5) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、県が保有する著作権等を報道目的により利用する場合の利用許諾実施要領(平成21年2月17日総務部長・県民部長通知)第2条に定める場合にあっては、当該要領に定めるところによるものとする。

### (利用の許諾)

第4条 知事は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が県の施策や県のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾(以下「利用許諾」という。)をすることができる。

2 利用許諾を行う場合は、知事は利用方法等について、必要に応じ条件を付すことができる。

3 知事は、利用許諾をした場合は、憲章題字利用許諾通知書(様式第2号)を、利用許諾をしない場合は、憲章題字利用不許諾通知書(様式第3号)を申請者に交付する。

4 利用許諾の期間は、利用許諾の日から起算して最長2年間とする。

5 申請者は、利用期間を更新する場合、利用期間満了日の2月前までにあらためて第3条2項の申請をしなければならない。

### (利用許諾の制限)

第5条 憲章題字の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、知事は許諾しないものとする。前条の規定により許諾された後においても同様とする。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合

- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条 (同条第 1 項第 8 号に規定する営業を行う者を除く。) に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 憲章題字の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) 憲章題字のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) ガイドラインに違反するなど、利用が適当でないと認められる場合
- (9) その他知事が適当でないと判断した場合

#### (許諾料)

第 6 条 憲章題字の許諾料については、これを無料とする。

#### (利用上の遵守事項)

第 7 条 第 4 条の規定により利用許諾を得た者 (以下「利用者」という。) は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) ガイドラインを遵守すること。
- (3) 当該利用に係る物件の完成品を県に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (4) 第 4 条の利用許諾を得た権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 可能な限り、憲章題字とあわせて「ともに生きる社会かながわ憲章」と明記するとともに、別紙 QR コードを付すなどして、県の PR に努めること。

#### (利用状況の調査)

第 8 条 知事は、利用者に憲章題字の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

#### (地位の承継)

第 9 条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

#### (利用許諾内容の変更等)

第 10 条 利用者が利用許諾の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ憲章題字利用許諾内容変更申請書 (様式第 4 号) を知事に提出し、知事の許諾を得なければならない。

- 2 知事は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許諾することができる。
- 3 前項の利用許諾をする場合は、知事は、必要に応じ条件を付すことができる。
- 4 知事は、第 2 項の利用許諾をした場合は、憲章題字利用変更許諾通知書 (様式第 5 号) を、利用許諾をしない場合は、憲章題字利用変更不許諾通知書 (様式第 6 号) を利用者に交付する。
- 5 第 7 条の規定は、本条による利用許諾にも準用する。

#### (利用許諾の取消し等)

第 11 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾 (前条の変更の許

諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、利用者に対し、利用許諾した商品等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
  - (2) 利用者が第4条及び第10条の利用許諾に付した条件に違反した場合
  - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
  - (5) その他憲章題字の利用継続が不適當であると認められた場合
- 2 知事は、前項の取消しを行った場合は、憲章題字利用許諾取消通知書(様式第7号)を利用者に交付する。
- 3 利用者は、第1項により利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から憲章題字を利用することはできないものとする。

(利用の非独占性等)

第12条 この要綱による利用許諾は、利用者が憲章題字を自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与するものではなく、また、利用者及び利用許諾を受けた商品等に対して、県が推奨を行うものではない。

(経費の負担)

第13条 県は、この要綱による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を一切負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第14条 県は、第4条及び第10条による利用許諾並びに第11条による利用許諾の取消しに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 利用者は、憲章題字を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は一切の責任を負わない。
  - 3 利用者は、憲章題字の利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。
  - 4 知事は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第15条 知事は、憲章題字の適正な管理と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消状況について情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この要綱に関する事務は、福祉子どもみらい局共生推進本部室が行う。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、憲章題字の利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月27日から施行する。

(別紙)



ともに生きる社会かながわ憲章  
ポータルサイト